

グリーンポート恵比寿のご利用にあたり、同意を頂きたい事項

今回、当グリーンポート恵比寿をご利用いただくことになり誠にありがとうございます。
当施設職員一同は、ご利用の皆様が快適にお過ごしいただけるように、健康面や精神面での支援を誠心誠意に行っていく所存です。

ご利用にあたり、以下の点についてご同意を頂きたく存じあげます。

(1) 入所中の病医院への受診等について

現行の介護保険制度では、老健入所中の方が医療機関を受診することには制約が設けられています。原則的に、入所前のかかりつけ医等で定期的に診察を受けることはできません。また、医療機関から薬の処方も受けられない制度になっています。

- 1) 当施設では原則的に入所にいただいた、かかりつけ医あるいは紹介医の情報提供書に従って同じ薬剤(ないし同効薬)を継続した上で、当施設医師と看護師が日々の健康管理を行っていきます。
- 2) 入所中にご健康面の変化があった場合には、当施設医師の判断で内服薬等の変更をすることがあります。
- 3) 当施設医師が病医院への受診が必要であると判断した場合には、ご家族様にご連絡の上で、かかりつけ病院や当施設の協力病院などの適切な医療機関を紹介いたします。
- 4) 病院受診が特に必要でない程度と判断される場合、例えば風邪などの時には感冒薬や抗生剤を内服していただきます。また、脱水予防の点滴、血液検査なども当施設内で随時に行います。(尚、施設医師の判断で行った場合の投薬や点滴および検査の費用は施設負担とさせていただきます)
- 5) 万一に外出や外泊中に急に病医院受診が必要になった場合でも、受診する医療機関にご迷惑がかかる場合がありますので当施設に一報をして頂いた上で受診して下さい。

(2) 部屋移動、ベッド移動について

入所中に介護度やご体調の変化があった場合、その方の介護と看護に適したお部屋への移動やベッドの変更をお願いすることがしばしばございます。この移動に伴いまして、他の方にも部屋移動やベッド移動についてご協力をいただくこととなります。ご利用者様同士がお互いに安全な入所生活を楽しんでいただけるためのいたしかたのない処置です。なにとぞご了解、ご同意の程をお願いいたします。

(3) 施設内感染症の予防について

1) 食品の持ち込みについて

ご面会の際にご家族様がお好きな食品を持って来て下さることは、ゲストの皆様の大きな楽しみであると思っております(糖尿病の方などはお控えください)。しかしながら、食中毒予防の観点から、お持ちこみ食品はその日のうちに食べきれぬ量に限らせていただきます。また、他のゲスト様への「おすそ分け」はしないようにして頂きたいお願い申し上げます。

2) インフルエンザ、感染性胃腸炎対策のご協力について、

例年10月頃から始まるインフルエンザワクチンについては、アレルギーなど特別な事情のある方を除き、皆々様にワクチン接種をして頂くことをお願いしています。また、通年で肺炎球菌ワクチン接種も可能です(肺炎球菌ワクチンについての詳細は当施設事務所にお問い合わせ下さい)。尚、冬季のインフルエンザおよび感染性胃腸炎の流行期には、面会制限、入館時の手指消毒、面会者のマスク着用にご協力頂きます。

3) 胸部レントゲン検査について

高齢者の方の中には、若い頃に発病に至らなくとも結核に感染したことがある方が相当数おられます。加齢とともに古い結核感染が活動性のものになってしまうことがあります。入所中にご体調の変化があった場合や、入所が長期になった場合には、当施設医師の判断により協力病院等で胸部レントゲンを行うことがあります。

(4) 緊急連絡先に変更がある場合について

入所中に万一の急病や転倒による怪我などにより、急いでご家族様に連絡する必要が生じることがあります。つきましては、緊急連絡先（できれば複数、出先でも連絡可能な携帯電話など）の変更や新たな取得がございましたら、随時にその連絡先を当方へお教えてください。（連絡がとれない場合でも緊急の場合はただちに当施設の医師、看護師、他スタッフで必要な処置ないし病院搬送などを開始します）

(5) 介護老人保健施設では、3ヶ月ごと（必要な場合は随時に）にケアプラン、リハビリ計画、入所継続の可否判定を行います。尚、当施設の入所受入基準と退所基準は下記の通りです。

【入所の受入基準】

医学的管理の下における介護および機能訓練の必要性を勘案し、介護保険施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先する。また、原則的にご本人様自身の入所に対する了解を必要とする。

- ①入所に関しては、要介護度1以上の認定のある方（短期入所にかんしては要支援以上の方）
- ②内科的、外科的および精神的にご病状が安定しており、かつ定期的な病医院への外来通院が必要でない方
- ③利用者様個人に必要とされる医療・看護・介護・リハビリ等が、当施設で提供可能な範囲内にある方。（例えば、長期入所での酸素使用などは受入不能とする）
- ④施設内の共同的な生活の中で、他の入所者の方とともに日常生活をおくることが可能な方。
- ⑤介護老人保健施設グリーンポート恵比寿契約書（「同意を頂きたい事項」を含む）にご同意をいただける方

【退所の基準】

- ①在宅での介護が可能となった場合
- ②入所中に要介護状態から要支援状態になった場合（短期入所を除く）
- ③内科的、外科的および精神的にご病状が不安定となり、入院治療や定期的な病医院への外来通院が必要になった場合
- ④以下の場合には、入所を継続することにより利用者ご自身ないし他の利用者の方が適切なサービスを受けられなくなるため退所とする。
 - (1)病状安定期であっても、利用者個人に必要とされる医療・看護・介護・リハビリ等が、介護老人保健施設で提供可能な範囲から逸脱した場合
 - (2)他の入所者の方の日常生活に支障が及ぶことになった場合
- ⑤介護老人保健施設グリーンポート恵比寿契約書（「同意を頂きたい事項」を含む）に反する事項が発生した場合

※施設入所の受け入れにあたりまして、老々介護家庭や独居の入所対象者が優先される場合があります。そのため同居の家族がいる入所の方は、在宅復帰の手続きや転居先の手続きについて、早急なご協力をお願いする場合があります。